

① 「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」について

② 経営事項審査の審査基準その他評価項目の改正について

香川県土木部土木監理課
契約・建設業グループ（建設業担当）

① 「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」について

◆ 建設業許可と経営事項審査の電子申請が行えます。

◆ 受付期間

【建設業許可関係】

➡令和5年1月10日から随時受付中

【経営事項審査関係】

➡各年度4月1日～経営事項審査（対面審査）最終審査日まで
（※令和5年度は、令和6年1月22日まで）



① 「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」について

●紙申請の課題

- ◆大量の用紙が必要
- ◆証紙の購入が必要
- ◆書類の不足・不備が多い
(補正に時間を要する)
- ◆土木事務所等へ書類の持参
または郵送が必要



●電子申請のメリット

- ◆P C入力で申請可能
- ◆電子納付が可能
- ◆形式的なエラーチェック機能あり
(補正連絡もシステム上で)
- ◆システム稼働時間中ならいつでも
申請可能

引き続き紙申請
も可能です！



① 「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」について

電子申請の対象となる手続の範囲

●建設業許可関係

- ・ 許可申請（新規、業種追加、更新、許可換え新規、般・特新規等）
- ・ 変更等の届出（事業者の基本情報、経営業務管理責任者、専任技術者等）
- ・ 廃業等の届出
- ・ 決算変更届（事業年度終了後、4か月以内に提出するもの）

※建設業許可の承継に係る認可申請は対象外です。

●経営事項審査関係

- ・ 経営事項審査申請（経営規模等評価・総合評定値）
- ・ 技術評価点数算定基礎申告書（添付書類等含む）

※再審査は対象外です。

① 「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」について

手数料の納付方法

建設業許可・経営事項審査とも、次の①・②から選択できます。

① Pay-easyインターネットバンキング納付

- ・電子申請システム上で納付することができます。
- ・ATMやコンビニ納付、クレジットカード決済等はできません。

②香川県証紙による納付

- ・必要額を証紙を貼り付けた用紙を提出いただきます。



① 「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」について

電子申請システムご利用にあたって

- ◆ システムのご利用にあたっては、デジタル庁が提供する「[GビズID](#)」が必要です。
(行政書士による代理申請の場合、申請者・行政書士双方にIDが必要です。)
- ◆ システムに関する説明動画や申請者向けマニュアルのほか、香川県におけるシステムの運用について、土木監理課ホームページに掲載しています。

関連ウェブサイト

- ◆ 香川県土木監理課「建設業許可・経営事項審査電子申請システムのページ」
(https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/jcip/jcip_home.html)
- ◆ 国土交通省 建設業許可等電子申請システム
(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tki000001_00019.html)

① 「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」について

「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」による積極的な申請・届出をお願いします！

お問い合わせ先

- ◆ **香川県における電子申請システムの申請受付について（受付方法・受付時期など）**
香川県土木部土木監理課 契約・建設業グループ [TEL：087-832-3507](tel:087-832-3507)（建設業担当直通）
- ◆ **電子申請システムの操作方法について**
電子申請システムヘルプデスク [TEL：0570-033-730](tel:0570-033-730)
- ◆ **GビズIDの取得方法について**
GビズIDヘルプデスク [TEL：0570-023-797](tel:0570-023-797)



② 経営事項審査の審査基準その他評価項目の改正について

◆ 経営事項審査の審査基準その他評価項目が改正されました。

(令和4年8月15日公布、令和5年1月1日施行)

◆ 令和5年1月の経営事項審査から改正後の基準で審査しています。

※改正に伴い、申請様式が変更されています。(変更は別紙三のみ)

必ず新様式で申請してください。

※香川県における令和5年度の経営事項審査については、土木監理課ホームページに掲載している申請要領をご覧ください。

② 経営事項審査の審査基準その他評価項目の改正について

改正項目（その他社会性（W点）の改正）

- ◆ **ワーク・ライフ・バランス（WLB）に関する取組の状況**
（えるぼし認定等の取得に対する加点）
- ◆ **建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況**
（建設キャリアアップシステムの活用状況）
※令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から適用となります。
- ◆ **建設機械の保有状況**（加点対象となる建設機械の拡大）
- ◆ **国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況**
（エコアクション2.1認証取得に対する加点）

審査時の必要書類等は
令和5年度申請要領を
ご覧ください。

ご清聴ありがとうございました